

世帯

例



父

年金収入165万円、障害者のため非課税

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない
- ✓ 年金収入により合計所得48万円超

⇒ 本人は定額減税の対象外
⇒ 子の定額減税においても扶養親族とならない

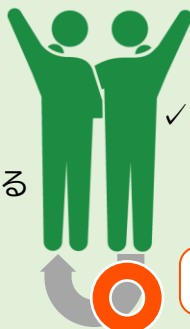


所得超過のため父を扶養できない

収入なし 非課税

子の配偶者

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない
⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 配偶者の定額減税において扶養親族等となる



子

個人住民税所得割 課税者

- ✓ 定額減税の対象
 $2人(本人と配偶者) \times (所得税 3万円 + 住民税 1万円)$
 $= \underline{8万円}$

扶養できる

✓ 個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒ 父 が不足額給付2の給付対象となる